

事項	改訂前（令和6年6月20日一部改訂版）	改訂（案）	改訂理由
4. 認定基準等	<p>4. 認定基準等</p> <p>（1）認定基準</p> <p>①出題に関すること</p> <p>・<del>国語</del>は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、<u>2027年度までの間に</u>利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない（※3）。なお、<u>2027年度まで</u>に「話す」技能について測定ツールで対応できるように努めること。</p>	<p>4. 認定基準等</p> <p>（1）認定基準</p> <p>①出題に関すること</p> <p>・<del>英語</del>は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、<u>認定の翌年度から3年間</u>の間に利活用されるものに限り、測定することに代えて、問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない。（※3）なお、<u>認定の翌年度から3年間</u>の間に「話す」技能について測定ツールで対応できるように努めること。</p>	<p>○英語の4技能の「話す」の扱いについて</p> <p>4技能の測定ツールについては、学校現場において測定する環境が整備されているとはいえず、また、測定に関する技術開発にも時間を要している。これらを踏まえて、認定の翌年度から3年間の間に利活用に限った弾力的な運用の期間を設けてきたところ、当該期間の表記を具体的な年度から汎用的な表記に変更するもの。</p>
5. 認定に関する手続	<p>5. 認定に関する手続</p> <p>（1）申請</p> <p>認定を受けようとする民間事業者等は、認定を受けようとする年度の<u>6月末日</u>までに、様式1～5の申請書に必要事項を記載の上、文部科学省に提出する。</p> <p>（略）</p>	<p>5. 認定に関する手続</p> <p>（1）申請</p> <p>認定を受けようとする民間事業者等は、認定を受けようとする年度の<u>文部科学省が定める期日</u>までに、様式1～5の申請書に必要事項を記載の上、文部科学省に提出する。</p> <p>（略）</p>	<p>○民間事業者からの申請書の提出期限について</p> <p>今まで規程で申請の提出期限を6月末日と定めてきたが、公募開始時期に応じて申請書の提出期限を柔軟に設定できるように修正するもの。今後は、具体的な申請期限については、文部科学省のHPで告知する方法等で対応する。</p>
6. 附則	6. (新設)	<p>附則（令和7年6月●日）</p> <p><u>この規則は、令和7年6月●日から施行する。</u></p>	<p>○附則について</p> <p>施行日を明記する。</p>